

原谷こぶしの里訪問入浴サービス 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 七野会が運営する原谷こぶしの里訪問入浴サービス（以下「事業所」という）が行う訪問入浴介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態等にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の職員は要介護者等の心身の特性を踏まえて、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図る。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は介護保険法、その他の法令「指定居宅サービス等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生省令第37号、平成11年3月31日付）」

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 原谷こぶしの里訪問入浴サービス
- (2) 所在地 京都市北区大北山長谷町5番地36

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう統括する。
- (2) 看護職員 2名以上
訪問入浴車により利用者の家庭に訪問し、利用者の健康状態の確認及び入浴サービスを提供する。
- (3) 介護職員 4名以上
訪問入浴車により利用者の家庭に訪問し、入浴サービスを提供する。
* 看護職員又は介護職員のうち1人以上を常勤とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 訪問入浴介護事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日；月曜日から金曜日
- (2) 営業時間；午後1時から午後5時

(指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定訪問入浴介護内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問入浴介護の提供に当たっては、常に心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供する。
- (2) 訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家

族に対し、サービスの提供方法などについて、理解しやすいように説明を行う。

- (3) 訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (4) 訪問入浴介護の提供は、一回の訪問につき、看護職員一人及び介護職員二人をもっておこなうものとし、これらの者のうち、一人を当該サービスの提供の責任者とする。但し、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治医の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員が担当する。
- (5) 訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒した物を使用する。

(利用料その他の費用の額)

第7条 訪問入浴介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、その利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用については別表に定める額を利用者から徴収する。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問入浴介護を行う場合

(2) 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得たうえで徴収する。

(通常の事業の実施範囲)

第8条 京都市北区・上京区全域

中京区の丸太町通以北の地域

右京区の丸太町通以北・府道29号線以南・国道162号線以東の地域

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者はサービスを利用するにあたり、次の事項を遵守するものとする。

(1) 利用料の支払いその他、サービスを受けるに当たっての規定を守ること。

(2) 感染症その他の伝染のおそれのある疾病に罹患した場合、医師の許可が得るまで利用を停止する。

(3) 利用者が故意又は重大な過失により事業所の設備などに損害を与えた時には、その支払い能力に応じて弁償させるものとする。

(4) 利用中の事故などについては、双方の話し合いをもって解決を図るものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 事業者は、現に訪問入浴介護の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じる。

2 利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、速やかに家族に連絡し、「緊急時及び事故対応マニュアル」に沿って誠実に対応するとともに、当該事故の

状況及び事故に際して採った処置についての記録を行う。また必要な場合には損害賠償を速やかに行うものとする。

- 3 サービス提供中に事故等が発生した場合には、速やかに京都市、市町村、利用者の家族及び利用者にかかる居宅介護支援事業者などに連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第11条 サービスの提供に係る利用者やその家族、関係機関等より苦情の申し出があった場合には「苦情への対応に関する実施要綱」に基づいて誠実に対応するものとする。長期にわたり解決しない苦情については京都市に報告するものとする。

- 2 事業所は、提供したサービスに関し、国又は地方公共団体が行う調査に協力するとともに、国又は地方公共団体から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切に取り扱うものとする。

- 2 事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(衛生管理等)

第13条 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

- 2 事業所の設備及び備品などについて、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる処置を講じるとともに、必要に応じ医療衛生企画課の助言、指導を求めるものとする。
 - (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定

期的に実施するものとする。

- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待の防止に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を減に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第16条 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(身体拘束等適正化検討委員会)の定期的な開催及びその結果について職員への周知
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業者は社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。職員は「社会福祉法人 七野会 研修制度要綱」に基づく制度研修および、年1回以上の研修を行うものとする。

- 2 職員は就業規則に基づき業務上知り得た秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所はサービス提供の記録は、サービスが完結してから5年間保管し、利用者、家族の求めに応じて閲覧可能な状態にしておくものとする。
- 5 利用者、家族、関係機関等より苦情の申し出があった場合には「苦情への対応に関する実施要綱」に基づいて誠実に対応するものとする。長期にわたり解決しない苦情については京都市に報告するものとする。また、市町村又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合、市町村又は国民健康保険団体連合会より求めがあったときには、改善の内容を報告するものとする。

6 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人 七野会が定めるものとする。

(付則)

この規定は、平成 29年 4月 1日から施行する。

改定 平成 30年 4月 1日 平成 30年 12月 1日

令和 2年 4月 1日 令和 3年 4月 1日

令和 6年 4月 1日 令和 7年 4月 1日

原谷こぶしの里訪問入浴サービス

運営規定利用料金表

2024年4月1日

項 目	利 用 料
通常の実施範囲を超える地域への 交通費	1 kmあたり 30円 (税込料金)
特別な浴槽水等にかかる 費用	1回 200円 (税込料金)